

# 暮らしサポート



消費生活に関する  
問合せ・相談は  
消費生活センターへ

## 「自分だけは大丈夫」と 思っていないですか？

**消費者トラブルは  
悩まず早めに相談を！**

### ⚠ 速報！村の消費者トラブル

以下の事例が美浦村内で多くなっています。全国的にも多いトラブルですので今一度注意喚起します。

#### ○お得に試すはずが…定期購入トラブル

動画を視聴していたところ、「一粒飲めば痩せる」と宣伝されたサプリの広告が表示され興味を持った。事業者のサイトで、初回お試し価格約900円で「定期縛りなし」と書かれたサプリを購入した。商品が届き納品書を確認したところ、次回お届け予定日が書かれており、その時初めて定期購入だとわかった。試しに飲んでみて定期購入を改めて注文すると思っていたおり、解約しなければ次も届くとは思っていなかった。



#### 【消費者へのアドバイス】

「定期縛りなし」は「最低購入回数の指定がない契約（いつでも解約できる定期購入）」である可能性があります。インターネット通販では注文する際に必ず「最終確認画面（契約条件が記載されている画面）」で、定期購入が条件となっていないか、最低購入回数に指定（縛り）がないか、2回目以降の代金等の販売条件や、解約の条件を確認しましょう。また、返品や受取拒否しても解約にはなりません。困ったときはすぐに消費生活センターへご相談ください。

### 見守り 新鮮情報

## 思わぬ大事故も！刈払作業は細心の注意を払って

《事例1》自宅の裏山で刈払機を使用していた。斜面でバランスを崩し誤って刈払機が右大腿部（右の太もも）に当たった。右大腿部に長さ30センチの切創。  
(70歳代)

《事例2》刈払機に挟まった草をエンジンは切らずに取ろうとしたところ、刃が動いて左指趾（左手足の指）を切ってしまった。  
(60歳代)



#### 【ひとこと助言】

- ・事故を防ぐために、長袖、長ズボンの作業衣、保護メガネ、防振手袋等、刈払作業に必要な服装を整えてから作業を行いましょう。
- ・作業を中断する際は必ず刈払機のエンジンや電源を切りましょう。

～以上2件、国民生活センターHP、「見守り新鮮情報」より引用・抜粋～

### 司法書士による無料相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、登記・相続・消費生活に関する相談が無料で受けられます。相談の2日前までにご予約ください。

【開催日時】9月5日(金)

午前9時30分から11時30分まで

【会場・受付】美浦村消費生活センター

### ◀ 消費生活に関する相談は ▶

- ◆ 村消費生活センター（消費生活相談全般）☎885-7141(直通)  
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時  
(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)  
※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。
- ◆ 消費者ホットライン（全国共通）☎1 8 8 ※3桁で繋がります。
- ◆ 県警悪質商法110番（訪問販売や悪質業者に絡む各種相談）  
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379